

町税に関する徴収猶予の「特例制度」申請の手引き

○新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、一定の要件に該当する場合に1年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

1 新型コロナウイルスの影響により、納税が困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から③に掲げる要件のすべてに該当する場合は、徴収猶予の「特例制度」を受けることができます。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方
(令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年の同期に比べて概ね20%以上減少していること)
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき町税を一時に納付することが困難であると認められること
- ③ 「猶予申請書」が提出されていること

2 提出期限

関係法令等の施行から2か月後、又は納期限のいずれか遅い日まで

3 対象となる町税

- ① 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人町民税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法によるものを除く)が対象になります。
- ② これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

新型コロナウイルスに係る徴収猶予の特例(対象となる納期限の拡大)

令和2年9月4日施行されました「地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)」により、徴収猶予の特例の対象となる町税は、令和3年2月1日までに納期限が到来する町税に改められました。

なお、申請期限は各納期限となります。

【対象となる納期限】

改正前：令和3年1月31日までに到来する町税

改正後：令和3年2月1日までに到来する町税

※(参考)納期限が令和2年2月1日から令和2年6月30日までの町税は、令和2年6月30日が申請期限となります。

4 猶予期間

徴収猶予の「特例制度」を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収入に応じて、最も早く町税を完納することができると思われる期間に限られます。なお、徴収猶予の「特例制度」を受けた町税について、申請者の財産や収入の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを浦幌町長が定めることがあります。

※徴収猶予の「特例制度」を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由がある場合は、当初の猶予期間が終了する前に役場町民課納税係までご相談ください。

5 申請のための書類

徴収猶予の「特例制度」の申請をする場合は、次の書類を役場町民課納税係まで提出してください。

【猶予の審査のために必要となる書類】

- ・猶予申請書 ・財産目録 ・収支明細書
- ・収入減少の事実を証する書類

→「制度の対象となること(概ね20%以上の収入減)がわかる書類」※上記1①参照

法人(売上帳や現金出納帳)、個人事業主(事業の売上、不動産賃料収入がわかる書類)、給与所得者(給与明細)、預金通帳のコピー等。

<手続きの流れ>

1 申請書の作成・提出

(1) 「徴収猶予申請書[㊟]」に必要な書類を添付して提出します。

添付資料 財産収支状況書、収支の明細、財産目録、売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなどを添付します。（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

※ 最近（2か月程度）において、国税などの特例猶予の許可を受けている場合は、その申請書や許可通知書の写しを提出していただくと、上記資料の添付を省略できます。

※ 浦幌町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等補助金・支援金の交付を受けている方は、その旨を申請書に記載していただくと、収入減少を証明する書類の添付を省略できます。

(2) 提出方法 窓口、郵送、eLTAX での提出

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒089-5692 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6 浦幌町役場町民課納税係
電話 015-576-2115(直通)



2 提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可（不許可）、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。なお、申請書等に不備がある場合、一定期間内に補正をしていただく必要があります。



<猶予申請が許可された場合>

猶予が許可された場合は、「徴収猶予の許可通知書」が送付されます。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

※申請が許可された場合でも、一定の要件（虚偽の申請・破産など）により猶予が取り消されることがあります。

<猶予申請が不許可となった場合>

要件を満たしていないなど、一定の場合には、猶予が許可されない場合があります。この場合には、「徴収猶予の不許可通知書」が送付されます。

※この申請が不許可となった場合でも、法律等に定められた一定の要件に該当する場合には、他の制度（換価の猶予）の猶予が受けられる場合があります。